

第2次木更津市食育推進計画策定業務委託仕様書

1 委託名

第2次木更津市食育推進計画策定業務委託仕様書

2 目的

本業務は、食育基本法に基づき、これまで本市が推進してきた「木更津市食育推進計画」「木更津市食育推進アクションプラン」（令和4年度から令和8年度）にかかる施策や事務事業の進捗状況の点検・評価を行うとともに、地域の特性等を踏まえ、基礎資料となる食育に関する実態調査を行い、調査結果の集計・分析をした上で、本市における食育の推進の指針となる第2次木更津市食育推進計画（計画期間：令和9年度から13年度）を策定するものである。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

4 業務内容

国の第5次食育推進基本計画や千葉県食育推進計画、木更津市基本計画、分野別の個別計画等との整合を図りながら、本市の地域特性にあった食育の推進に関する施策を立案するための調査・分析を行い、第2次木更津市食育推進計画を策定する。

（1）現状分析作業

市が提供する事業資料、市民アンケート調査（R7.12月実施、対象者：1,000人）の結果、既存データ等を活用し、市民の食育についての有効なデータを導き出し、現行計画で設定した各指標の達成度を精査する。また、それ以外にも計画を策定するにあたり、市が求めるデータや有益であると考えられるデータの抽出や分析を行う。

（2）課題の整理

国の第5次食育推進基本計画や県の動向などについて整理し、次期計画において踏まえるべき事項を抽出する。また、社会情勢の変化や、現行計画の評価、施策の進捗状況等を踏まえ、次期計画の策定における主要課題の整理を行う。

（3）計画書案の作成

①基本構成・レイアウトの企画提案

上記（1）及び（2）の内容を踏まえ、次期計画の基本理念、基本目標、取組分野別目標の設定について提案し、市と協議のうえ、計画書案を作成する。

②取組施策の検討・整理

取組に位置づける施策や事業について、既存施策と新規施策の追加を含め検討・整理する。

③指標の検討・整理・設定

数値目標について、設定の考え方を検討し、指標とする項目の設定及び現時点

での数値を整理する。計画の目標年次における目標数値の推計及び設定を行う。

④計画書案の原稿作成・校正

計画書案について、市に電子データを提供する。

校正は、委託者が校了とするまで行う、(8回程度を予定)

(4) アクションプラン案の企画提案

計画案に基づいて、より具体的な取り組み・事業を規定し、施策の実効性を高めるため、食育推進アクションプランについて提案し、市と協議のうえ、計画書案を作成する。なお、アクションプランには今後5年間に重点的に取り組む事業を年次ごとに明確化するものとする。

(5) パブリックコメントの運営支援

(3)の計画書案によるパブリックコメントの実施に際し、その運営を支援すること。また、提出された意見を整理・分析し、回答(案)を作成すること。

(6) 策定会議の運営支援

会議の運営を支援する(会議資料作成、当日出席、必要時助言、議事録案作成等)。6回程度を予定。

(7) 計画書の作成及び印刷

市と協議により(案)を修正し、計画書を作成する。

5 成果物

- | | |
|-----------------------------|------|
| ① 食育推進計画書 | 100部 |
| (A4判100頁程度、カラー・中綴じ製本) | |
| ② 食育推進アクションプラン | 50部 |
| (A4判40頁程度、白黒・ホッチキス留め) | |
| ③ 業務報告書 | 1部 |
| ④ 作成資料の電子データ | 1部 |
| (CD-ROM、Word、Excel 及びPDF形式) | |

6 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者から貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、木更津市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況等を発注者に報告し、その指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 再委託の禁止

受注者が業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、主たる業務を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願を提出するものとする。

(6) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(7) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者と受注者が協議により定めるものとする。